

資料1

国民健康保険制度改革の概要

国民健康保険(国保)は、国民皆保険を支える最後の受け皿である。

職場の健康保険に加入している人、後期高齢者医療制度の対象となる人(満75歳以上)、生活保護を受けている人以外、全ての人が国保の加入者(被保険者)となる。

「改革前」市町村が個別に運営

(国保が抱える構造的な課題)

- ・年齢構成が高く、医療費水準が高い
- ・所得水準が低く、保険料負担が重い
- ・決算補填目的の一般会計からの法定外繰入れ
- ・小規模保険者が多い

H30から国保制度改革が実施

改革の二本柱

1 国の財政支援の拡充

⇒毎年3400億円の公費支援(全国ベース)

2 県が国保運営の中心的役割

⇒納付金・交付金の仕組みの導入、国保運営方針の策定

「改革後」県と市町村の共同運営

H30～

- ①財政規模が大きくなる
- ②市町村同士の支え合いの視点が加わる

国保財政の安定化

将来的には

保険料水準の統一

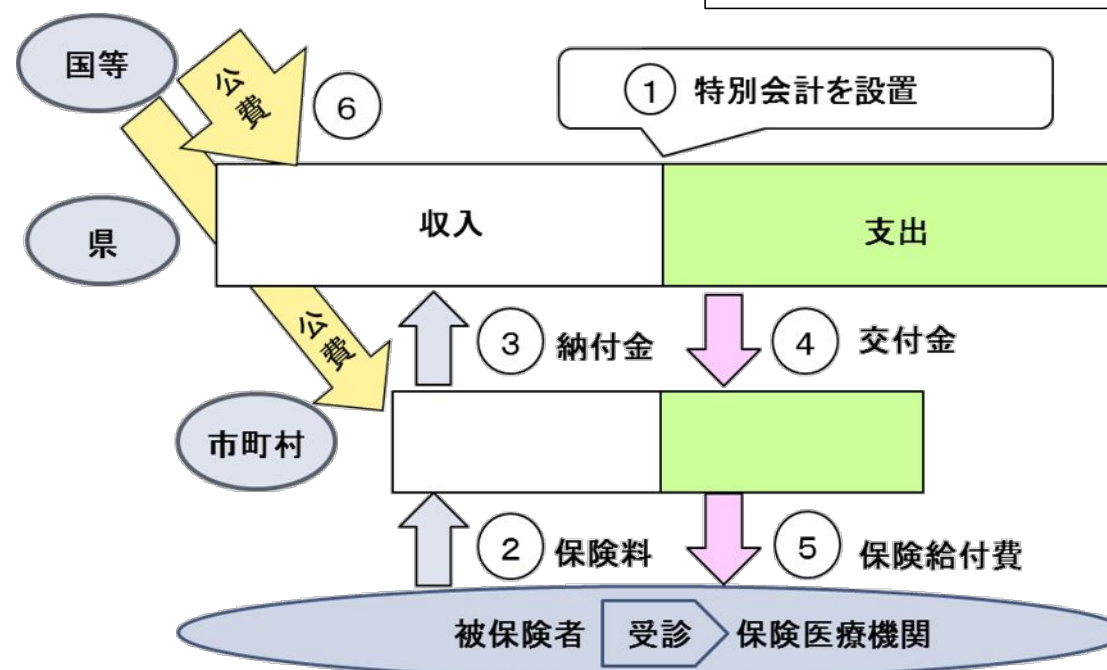
同じ所得で、同じ年齢層・世帯構成であれば、県内どの市町村でも同じ負担

(※H36に達成時期について改めて検討)

改革後の国保財政の仕組み(県による財政運営)

納付金・交付金の仕組みが新たに導入され、県に国保特別会計(H30予算ベース:1924億円)を設置

「H30」国保財政運営イメージ



- ① 県に新たに特別会計を設置
- ② 市町村は、県が示した標準保険料率をもとに保険料率を決定し、保険料を賦課・徴収
- ③ 市町村から県に納付金を納付
- ④ 県は、保険給付に必要な費用を全額市町村に交付
- ⑤ 市町村は、県からの交付金を財源に保険給付
- ⑥ 国等は、国保の抜本的な財政基盤の強化を図るため、県と市町村に財政支援

国保制度改革の概要（都道府県と市町村の役割分担）※令和7年度第1回熊本県国民健康保険連携会議資料抜粋

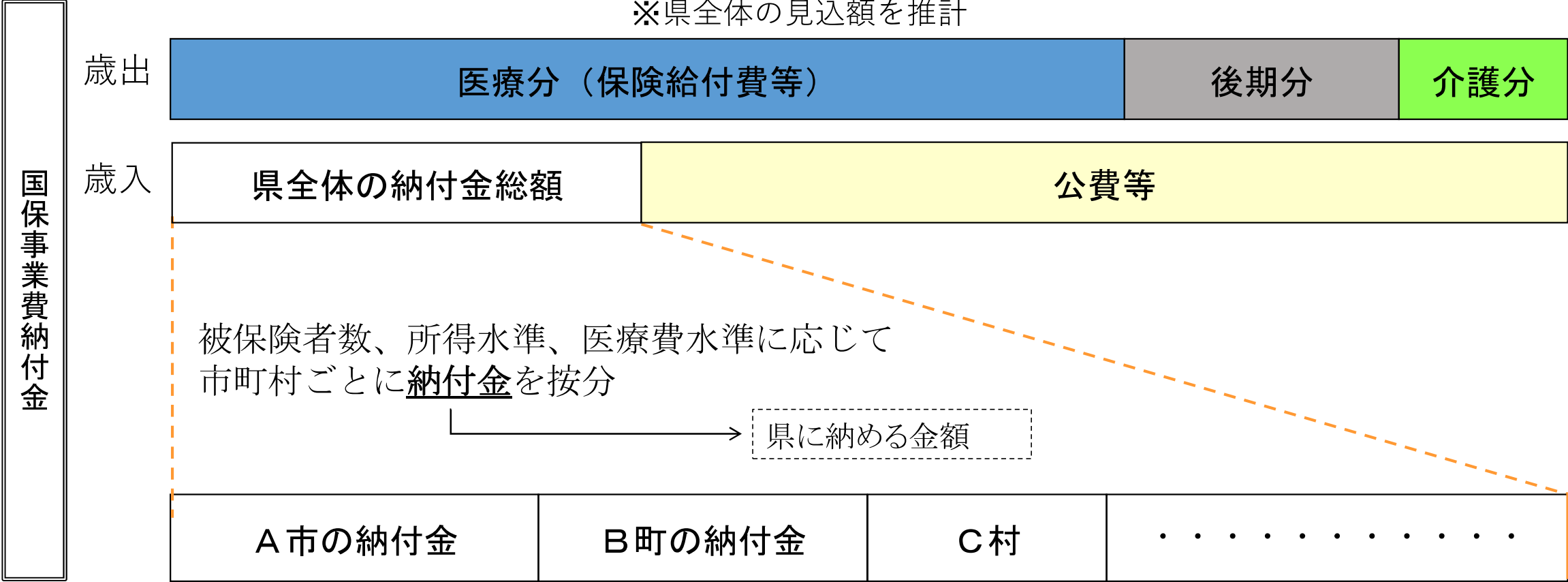
改革の方向性		
1. 運営の在り方 (総論)	○ 都道府県が、管内の市町村とともに、国保の運営を担う。 ○ 都道府県が、<u>財政運営の責任主体</u>となり、<u>安定的な財政運営や効率的な事業運営等の中心的な役割</u>を担い、<u>制度を安定化</u>。 ○ 都道府県が、<u>統一的な運営方針として「国保運営方針」を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化及び広域化を推進</u>。	
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
2. 財政運営	<u>財政運営の責任主体</u> ・ <u>市町村ごとの国保事業費納付金を決定</u> ・ <u>財政安定化基金の設置・運営</u>	・ <u>国保事業費納付金を都道府県に納付</u>
3. 資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・ <u>地域住民と身近な関係の中、資格を管理(被保険者証等の発行)</u> ※被保険者の住所要件は都道府県単位
4. 保険料の決定 賦課・徴収	標準的な算定方法等により、 <u>市町村ごとの標準保険料率を算定・公表</u>	・ <u>標準保険料率等を参考に保険料率を決定</u> ・ <u>個々の事情に応じた賦課・徴収</u>
5. 保険給付	・ <u>給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い</u> ・ <u>市町村が行った保険給付の点検</u>	・ <u>保険給付の決定</u> ・ <u>個々の事情に応じた窓口負担減免等</u>
6. 保健事業	市町村に対し、必要な助言・支援	・ <u>被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施</u>

(参考) 国保事業費納付金及び標準保険料率の算定の仕組み

【国保事業費納付金の算定】

※令和7年度第1回熊本県国民健康保険連携会議資料抜粋

※県全体の見込額を推計



【標準保険料率の算定】

- 各市町村の納付金に、各市町村の独自支出（保健事業等）を加算及び各市町村に交付される公費（特別調整交付金等）を減算し、「標準保険料率の算定に必要な保険料総額」を算定

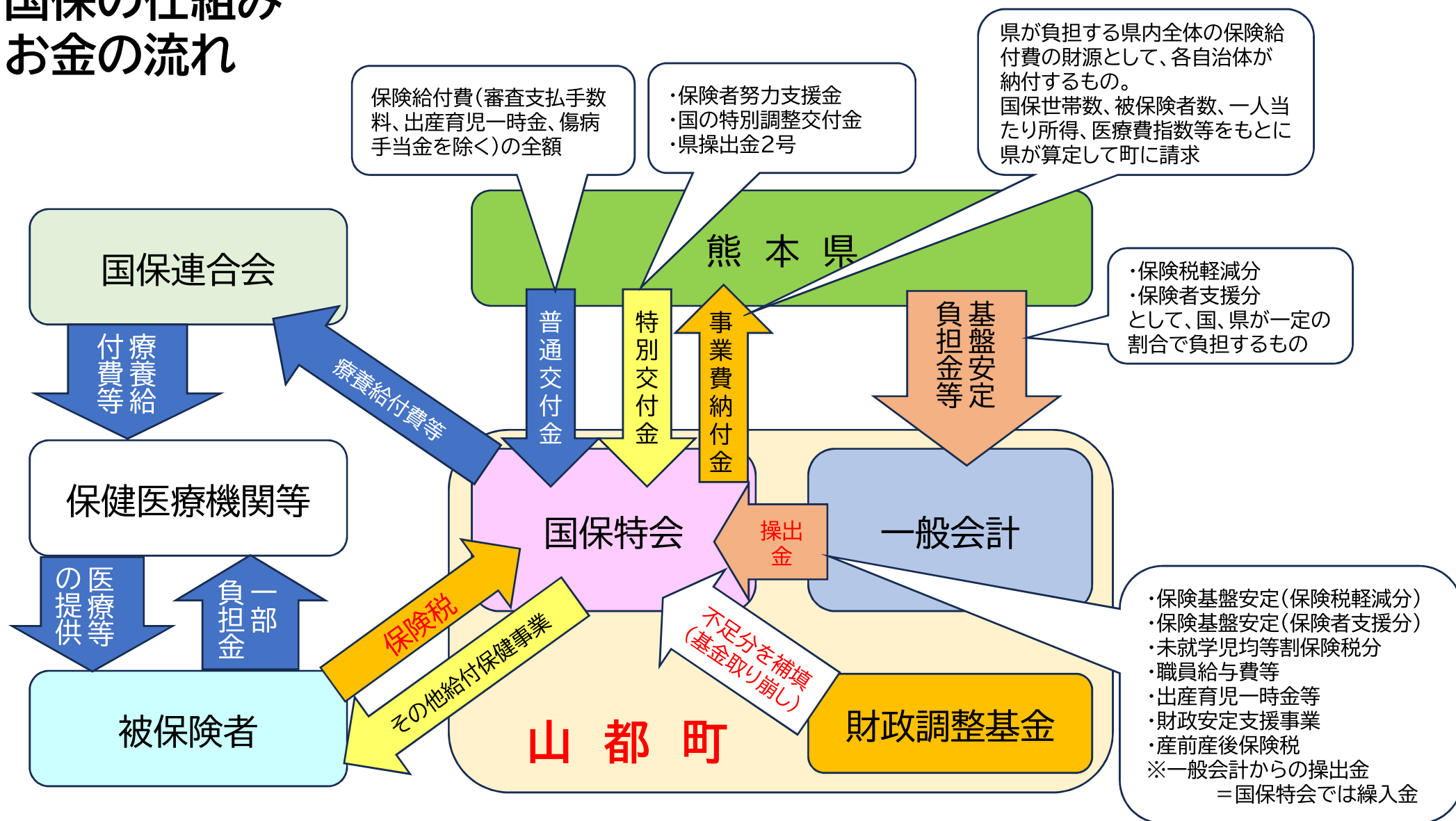
これを被保険者数で割ったものが、
「1人当たり保険料」 ⇒ 公表(2月)

- 県は、被保険者数、所得総額、収納率等を用いて、納付金を賄うための標準的な保険料率（**「標準保険料率」**）を市町村ごとに算定 ⇒ **公表(3月下旬)**

- 市町村は、1人当たり保険料等を参考に、実際の保険料（税）率を決定し、賦課・徴収

保険料

国保の仕組み お金の流れ



取扱注意（速報値） ※変動する場合あり

資料 2

令和6年度(2024年度)熊本県国民健康保険事業特別会計の決算(見込)

(単位：億円)

歳 入		歳 出	
事業費納付金	552.1	普通交付金	1,419.1
国庫支出金	556.1	特別交付金	55.6
前期高齢者交付金	640.6	後期高齢者支援金等	247.0
県一般会計繰入金	112.6	介護納付金	78.0
その他	91.0	その他	60.5
計 (A)	1,952.4	計 (B)	1,860.2
単年度収支差 (A-B)			92.2

- 財源不足の補填を目的とした県財政安定化基金の取崩しを行うことなく、約92.2億円の剰余金が出た。当該剰余金については、主に県財政安定化基金に積み立てた上で、今後の財政調整（納付金減算等）に活用する。

※剰余金の一部は国庫支出金の精算（返還等）に充てる。

【剰余金が生じた主な理由】

- ・ 医療費が当初の見込みを下回ったことで、保険給付費等交付金（普通交付金）の支出額が抑えられたため。

※医療費：当初見込 1,750億円／実績見込 1,680億円（R6年12月診療分までの月報データを基に推計）

- 一人当たり医療費が上昇傾向にあること、歳入（国庫支出金、前期高齢者交付金等）、歳出（保険給付費、介護納付金等）が年度ごとに変動があることなどから、国保の財政運営に余裕があるわけではなく、引き続き国保財政の安定化に取り組んでいく必要がある。

※令和7年度第1回熊本県国民健康保険連携会議資料抜粋